

広島県道路公社

令和 8 年度

安芸灘大橋有料道路

呉市下蒲刈町下島～呉市川尻町小仁方

気象情報表示設備設置工事

仕 様 書

実 施 設 計 書

工 事 概 要

気象情報表示設備製作 N= 2 基

気象情報表示設備設置 N= 2 基

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、令和8年度 安芸灘大橋有料道路 気象情報表示設備設置工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- ・ **土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
- ・ **特記仕様書（共通事項）（令和8年6月）広島県**

※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

- ・ **電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省)**
- ・ その他関連規格類

第2節 配置技術者の兼務

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定（専任特例2号）の適用を認める工事であり、特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第4節 3及び4に従うこと。なお、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合においては、適用は認めない。

第3節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの対象であり、実施については土木工事共通仕様書1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第4節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事であり、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第8節 熱中症対策に資する現場管理費の補正に従うこと。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d0306/project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
 - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
 - (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
 - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第6節 「遠隔臨場実施工事」及び「遠隔臨場による実地検査（遠隔実地検査）」

本工事は、遠隔臨場実施工事（受注者希望型）であり、広島県の「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領（令和8年6月1日改正）」に従うこと。なお、遠隔臨場を実施した場合に限り、遠隔実地検査を行うことができる。その際は、広島県の「遠隔臨場による実地検査の試行要領（令和8年6月1日制定）」に従うこと。

第2章 施工条件

第1節 安全対策

- 1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
交通誘導警備員を別添、参考図書に記載した対象工種の配置人員数（人／日）を配置すること。

第2節 追加工種

- 1 気象観測設備撤去
受注者の現地調査後、現地状況を踏まえ、既設の気象観測設備の撤去について受発注者間で協議する。

第3章 その他

- (1) 受注者は、契約後速やかに、緊急時における対応者（原則2名以上）を選定し、その氏名及び連絡先（以下、「緊急時連絡先名簿」という。）を監督員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、ゴールデンウィーク、盆、年末年始等で連続して4日以上自社休業が見込まれる場合は、当該期間中の休業予定及び休業中の緊急時連絡体制に関する資料を作成し、監督員へ提出するものとする。
- (3) 受注者は、現場作業実施前に安芸灘大橋有料道路管理事務所へ作業内容、作業場所、作業時間等を連絡し、作業終了時にも安芸灘大橋有料道路管理事務所へ報告すること。
- (4) 作業実施のために、料金所を作業車等が通過する場合は、一般通行者に誤解を招く恐れがあるため、通行料を支払い、報告書に領収書の写しを添えて提出すること。なお、当初設計書では、普通車8回、中型車4回を計上しているが、実施に当たり、回数及び車種を限定するものではなく、精算時に実績を精査し、必要回数について設計変更することとする。
- (5) 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
機器単体費（製作及び据付調整を行う場合）		式		1	レベル1
道路情報設備		式		1	レベル2
道路情報設備		式		1	レベル3
気象観測設備	【工場製作原価＋一般管理費等】	式		1	レベル4
機器単体費（製作及び据付調整を行う場合）					
一般工事		式		1	レベル1
道路情報設備		式		1	レベル2
道路情報設備設置		式		1	レベル3
気象観測設備設置	【据付、調整】	基		2	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		6	レベル4
有料道路利用料		式		1	レベル2
有料道路利用料		式		1	レベル3
有料道路利用料		式		1	レベル4
＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊					
技術管理費					

広島県道路公社

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
技術管理費		式		1	レベル2
技術管理費		式		1	レベル3
配筋調査		式		1	レベル4
共通仮設費率分					
＊ ＊ 共通仮設費 ＊ ＊					
＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊					
現場管理費					
機器管理費（製作及び据付調整を行う場合）					
＊ ＊ 機器管理費計 ＊ ＊					
＊ ＊ 機器間接費 ＊ ＊					
＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊					
一般管理費率分額					
契約保証費					
＊ ＊ 一般管理費計 ＊ ＊					
＊ ＊ 工事費 ＊ ＊					
＊ ＊ 機器単体費 ＊ ＊					
＊ ＊ 工事価格計 ＊ ＊					
消費税相当額					

広島県道路公社

令和8年度 安芸灘大橋有料道路 気象情報表示設備設置工事 仕様書

1 適用

この仕様書は、令和8年度 安芸灘大橋有料道路 気象情報表示設備設置工事に適用する。

2 気象観測設備設置

(1) 施工数量

＜材料＞

気象観測設備本体

N = 2基

アンカーボルト (M20*L270, ケミカルアンカーR19N)

N = 8本

＜施工＞

鉄筋探査 (ベースプレート面積とする⇒400×400, 下向き)

A = 0.4 * 0.4 * 2 = 0.32m²

アンカーボルト孔削孔 (Φ23*L200)

N = 8本

気象観測設備設置

N = 2基

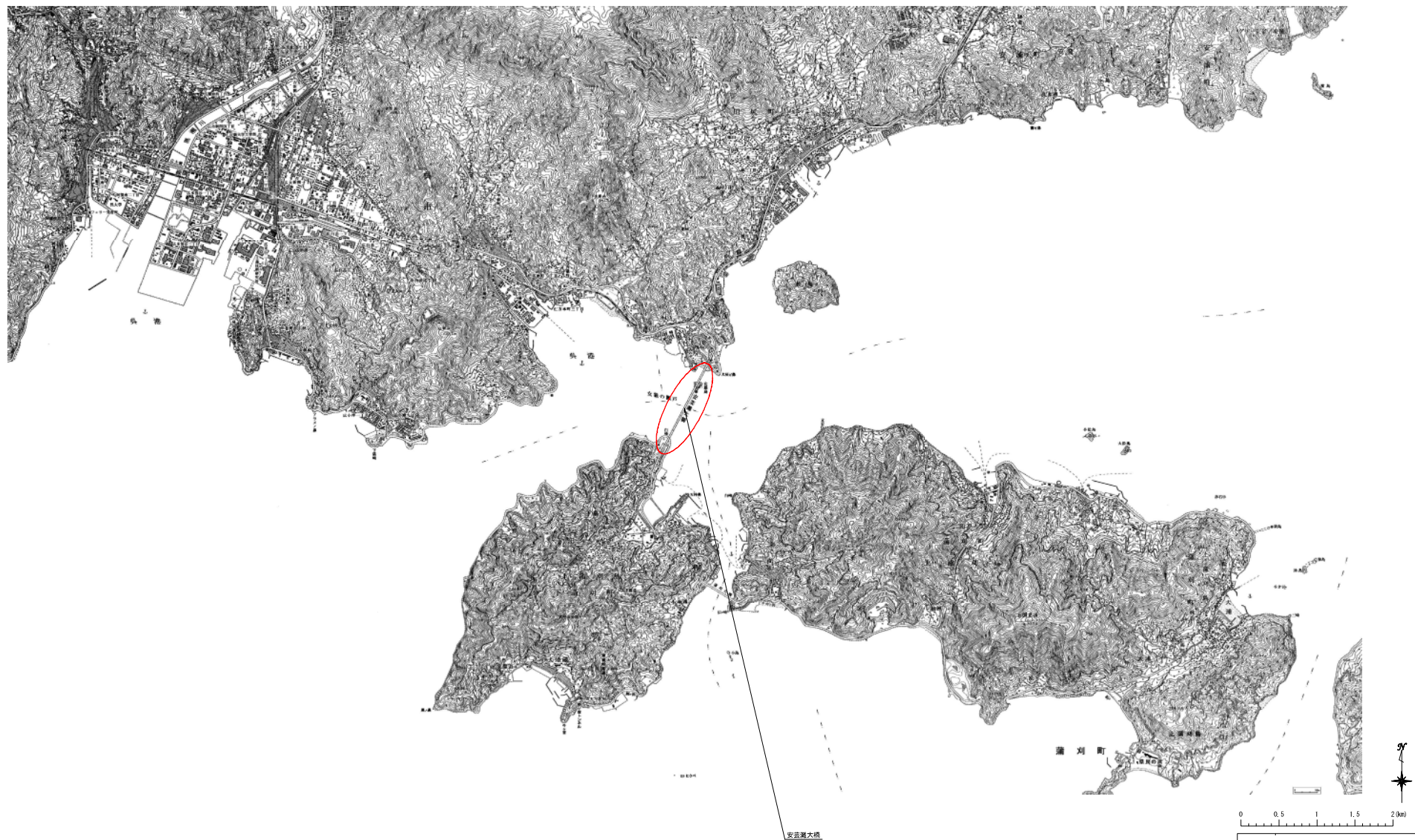
(2) 施工フロー (案)

流れ	備考
はじめ	
現地形状等確認	設置予定位置について形状計測等行い現地確認する。疑義等あれば監督職員と協議すること。
鉄筋探査	アンカー孔削孔に先立ち既設配筋確認の目的で鉄筋探査を行うとともにアンカー位置を現地へ罫書き既設鉄筋との接触有無を確認する。接触の可能性がある場合は対応策について監督職員と協議すること。
アンカーボルト孔削孔	気象観測設備設置に向けたアンカーボルト用孔を削孔する。
アンカーボルト定着	アンカーボルト孔にケミカルアンカーを用いアンカーボルトを定着する。
気象観測設備建柱	気象観測設備を建柱する。
気象観測設備試運転	設置後試運転を行い道路管理者へ引き渡す。
後片付け	

3 施工図面

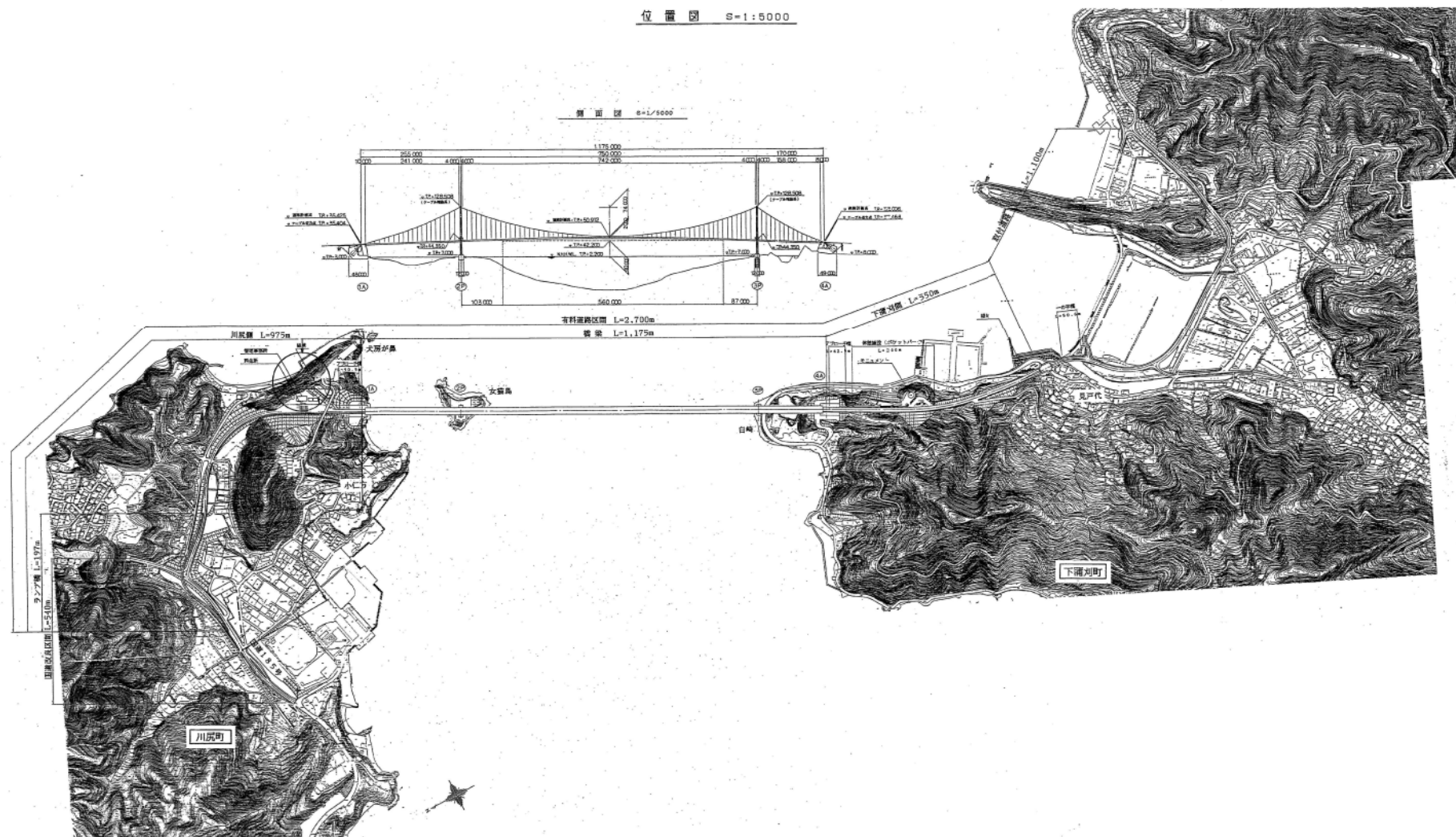
次ページ以降参照。

安芸灘大橋 位置図 S=1:25,000



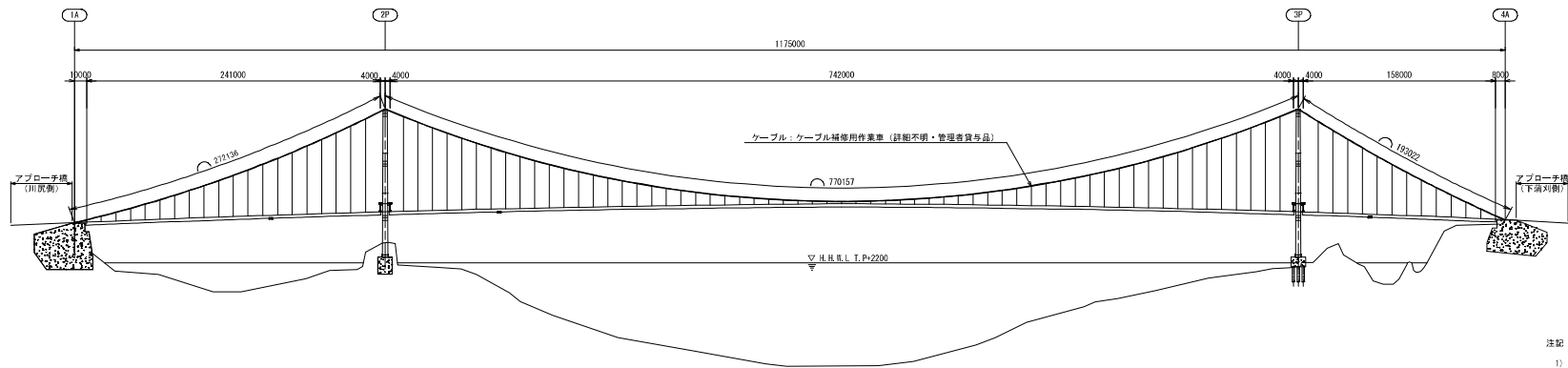
有料道路区間 位置図

位置図 S=1:5000



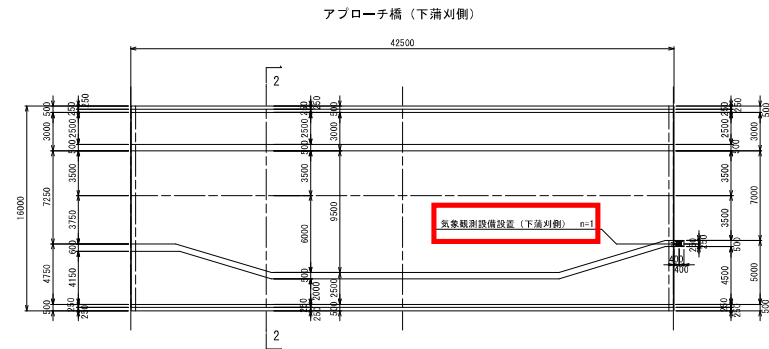
安芸灘大橋 気象観測設備設置一般図

側 面 図 S = 1:2000



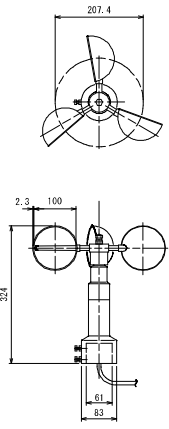
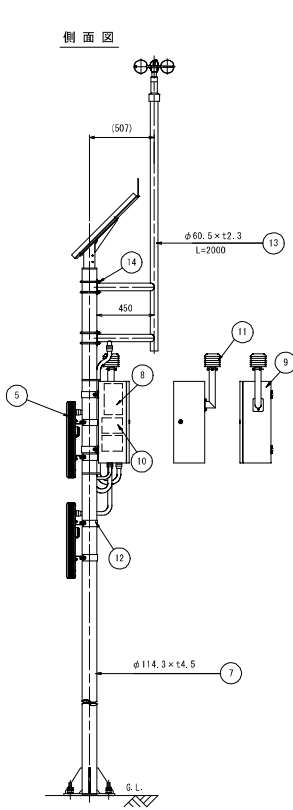
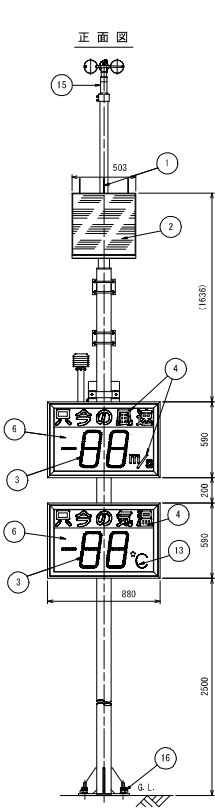
- 注記
- 1) 本図は既存資料を基に作成している。
 - 2) 着手前に現地再確認のこと。

気象観測設備配置図 S = 1:200

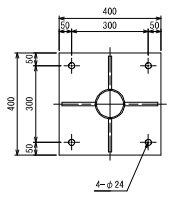


【安芸灘大橋】

気象観測設備詳細図



風速センサー S=1/6



柱脚部詳細図 S=1/10

オプトマーカーV OMST-M-S-WS-A				
部番	部品名	数量	材質	備 考
1	防鳥針	3	ステンレス	φ5×150
2	太陽電池	1	シリコンソーラー	
3	発光体	—	—	LED赤橙色発光
4	反射シート	—	封入レンズ反射シート	黄色
5	枠体	2	アルミニウム合金	陽極酸化皮膜
6	前面板	2	ポリカーボネート樹脂	橙色
7	支柱	1	STK400+亜鉛めっき	静電粉体塗装、茶色
8	コントローラ	1	—	—
9	制御ボックス	1	高耐食溶融めっき鋼板	静電粉体塗装、茶色
10	蓄電池	2	鉛蓄電池	長寿命型鉛蓄電池
11	湿度センサー	1	白金測湿抵抗体	気象庁検定品
12	取付金具	6	アルミニウム合金	アクリル焼付塗装、茶色
13	共架金具	1	STK400+亜鉛めっき	静電粉体塗装、茶色
14	Uボルト	4	(M12)	溶融亜鉛めっき
15	風速センサー	1	—	気象庁検定品
16	アンカーボルト	4	(M20×270)	接着系アンカー

電気特性	
太陽電池	17.4V-2.3A
蓄電池	12V-48Ah
発光体	発光ダイオード（赤橙色）
点滅灯	昼間一点滅、夜間一点灯
点滅	33・38・43・50・60回/分より選択 （出荷時設定：38回/分）

図面番号	STB25197
------	----------

- ・太陽電池は南向きに設置してください。
 - ・風速センサーは気象庁検定品を使用します（有効期限5年）。
 - ・M20アンカーボルトは接着系アンカーを使用（ドリル径φ23、深さ200mm）。
- ※D種接地工事を行ってください。

【設置測大機】